

国民健康保険に関する事務における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	1	表紙	新宿区長 令和6年1月15日	新宿区長 -	公表日の記載がなかった。	第三者点検による指摘
2	7	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○] その他（資格管理システム、保険料（税）収納システム）	[○] その他（資格管理システム）	他システムとの接続について、実態にあわせて追記した。	第三者点検による指摘
3	14	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ②システムの機能	(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー	機能説明が途中で切れていたため、追記した。	第三者点検による指摘
4	38	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 国保賦課ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] 紙	[] 紙	特定個人情報の入手方法について、実態にあわせて追記した。	第三者点検による指摘
5	38	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 国保賦課ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・住民から入手する特定個人情報：随時 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・住民税情報：年度当初6月。以降、日次 ・名寄せ情報：日次 ・介護保険情報：介護資格情報は月次。賦課情報は2,4,6,7月。 ・他市区町村：随時 ・日本年金機構：随時	・住民から入手する特定個人情報：随時 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・住民税情報：年度当初6月。以降、日次 ・名寄せ情報：日次 ・介護保険情報：介護資格情報は月次。賦課情報は2,4,6,7月。 ・他市区町村：随時 ・他の医療保険者：随時	入手の時期・頻度について、一部追記した。	第三者点検による指摘
6	56	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 国保資格ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報	・業務関係情報 [] 地方税関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報	記録される主な項目について、実態にあわせて追記した。	第三者点検による指摘
7	56	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 国保資格ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報 ：国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有	・個人番号、その他識別情報（内部番号） ：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ：対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 ：国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有	記録情報の妥当性について、実態にあわせて追記した。	第三者点検による指摘

国民健康保険に関する事務における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
8	56	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 国保資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	・業務関係情報 [○] 評価実施機関内の他部署（戸籍住民課、税務課、保護担当課）	・業務関係情報 [○] 評価実施機関内の他部署（戸籍住民課、税務課）	特定個人情報の入手元について、 実態にあわせて追記した。	第三者点検による指摘
9	57	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 国保資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<その他の入手時期・頻度> ・住民から入手する特定個人情報：国保資格、送付先に関わる異動が生じる都度 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・後期高齢者医療情報：随時 ・生活保護情報：随時 ・日本年金機構：随時 ・他市区町村：随時（予定） ・他の医療保険者：随時（予定） ・厚労大臣（雇用保険情報）：随時（予定）	<その他の入手時期・頻度> ・住民から入手する特定個人情報：国保資格、送付先に関わる異動が生じる都度 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・後期高齢者医療情報：随時 ・生活保護情報：随時 ・他市区町村：随時（予定） ・他の医療保険者：随時（予定） ・厚労大臣（雇用保険情報）：随時（予定）	入手の時期・頻度について、一部 追記した。	第三者点検による指摘
10	82	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3) 国保給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<その他の入手時期・頻度> ・住民から入手する特定個人情報：随時 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・住民税情報：年度当初6月。以降、変更分は日次 ・介護保険情報：給付実績情報は月次 ・障害者施設入所者情報：随時 ・後期高齢者医療広域連合：随時 ・他市区町村：随時（予定） ・他の医療保険者：随時（予定）	<その他の入手時期・頻度> ・住民から入手する特定個人情報：随時 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・住民税情報：年度当初6月。以降、変更分は日次 ・介護保険情報：給付実績情報は月次 ・障害者施設入所者情報：随時 ・他市区町村：随時（予定） ・他の医療保険者：随時（予定）	入手の時期・頻度について、一部 追記した。	第三者点検による指摘
11	125	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3) 国保給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の22の項	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	別表第二の項数に誤りがあった。	第三者点検による指摘
12	108	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 国保収滞納ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署（戸籍住民課、税務課） [○] 地方公共団体・地方独立法人（市区町村）	[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 [] 地方公共団体・地方独立行政法人	入手元について、実態にあわせて 追記した。	第三者点検による指摘

国民健康保険に関する事務における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
13	108	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 国保収納滞納ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] 紙	[] 紙	入手方法について、実態にあわせて追記した。	第三者点検による指摘
14	108	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 国保収納滞納ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、保険料（税）賦課システムとの連携等により入手している。その頻度・時期については（正確性を期するため）提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにする必要があるので、関係先と協議して可能な範囲で迅速な入手に努めている。	住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については（正確性を期するため）提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにする必要があるので、関係先と協議して可能な範囲で迅速な入手に努めている。	入手に係る妥当性について、実態にあわせて修正した。	第三者点検による指摘
15	39 ・ 59 ・ 84 ・ 110	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収納滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ	情報公開請求等にて公開	全項目評価書上で、委託先名を表記しても支障がないため、修正した。	第三者点検による指摘
16	40	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 国保賦課ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	実態にあわせて修正した。	第三者点検による指摘
17	40	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 国保賦課ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	情報公開請求等にて公開	全項目評価書上で、委託先名を表記しても支障がないため、修正した。	第三者点検による指摘
18	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 国保資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	実態にあわせて修正した。	第三者点検による指摘
19	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 国保資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、委託事項4 ⑥委託先名	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	情報公開請求等にて公開	全項目評価書上で、委託先名を表記しても支障がないため、修正した。	第三者点検による指摘

国民健康保険に関する事務における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
20	86 ～ 89	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3) 国保給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、委託事項4、委託事項5、 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のW e bサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	実態にあわせて修正した。	第三者点検による指摘
21	86 ～ 89	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3) 国保給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、委託事項4、委託事項5、 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	情報公開請求等にて公開	全項目評価書上で、委託先名を表記しても支障がないため、修正した。	第三者点検による指摘
22	111 ・ 112	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 国保収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2、委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のW e bサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	実態にあわせて修正した。	第三者点検による指摘
23	111 ・ 112	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 国保収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2、委託事項3 ⑥委託先名	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	情報公開請求等にて公開	全項目評価書上で、委託先名を表記しても支障がないため、修正した。	第三者点検による指摘
24	55 ・ 80 ・ 106 ・ 117	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、2年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が2年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。（保管期間を6年以上、10年未満とする） すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。 （所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する）	・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。（保管期間を6年以上、10年未満とする） すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。 （所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する）	保険料の徴収する権利の時効完成までの期間に誤りがあった。	第三者点検による指摘

国民健康保険に関する事務における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
25	151	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲で公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。 ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならない。 ◆業務に関して知り得た個人情報は、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。 ◆業務で取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。 ◆収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。 ◆原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合を除き再委託を禁止する。 ◆この契約の終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。 ◆事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅延なくその状況について書面をもって報告すること。 ◆必要に応じて個人情報の取り扱い状況の報告を行い、又は立入調査等の監査を受けること。 ◆従業者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ◆秘密保持義務 ◆事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ◆特定個人情報の目的外利用の禁止 ◆漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ◆委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ◆特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ◆従業者に対する監督・教育 ◆契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を定めるとともに、委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲で公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。 ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならない。 ◆業務に関して知り得た個人情報は、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。 ◆業務で取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。 ◆収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。 ◆<u>個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。</u> ◆この契約の終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。 ◆事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅延なくその状況について書面をもって報告すること。 ◆必要に応じて個人情報の取り扱い状況の報告を行い、又は立入調査等の監査を受けること。 ◆従業者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ◆秘密保持義務 ◆事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ◆特定個人情報の目的外利用の禁止 ◆漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ◆委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ◆特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ◆従業者に対する監督・教育 ◆契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を定めるとともに、委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。</p>	原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合には再委託を許諾しているため、適切な内容に修正した。	第三者点検による指摘
26	168	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年8月23日	令和2年4月1日	実施日を最新の日付に修正した。	第三者点検による指摘
27	168	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和5年10月5日から令和5年11月6日までの33日間	令和2年4月15日から令和2年5月14日までの30日間	パブリック・コメント制度の実施日等を最新の日付等に修正した。	第三者点検による指摘